

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年12月21日
【事業年度】	第1期(自 平成15年9月29日 至 平成16年3月31日)
【会社名】	ナブテスコ株式会社
【英訳名】	Nabtesco Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 興 津 誠
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目9番18号
【電話番号】	03-3578-7070
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 佐 和 博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目9番18号
【電話番号】	03-3578-7070
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 佐 和 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成16年6月25日に提出した第1期（自平成15年9月29日 至平成16年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度(平成16年3月31日)

※2 担保資産及び担保付債務

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

※1 販売費及び一般管理費の内訳

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成16年3月31日)

3 その他有価証券で時価のあるもの

2 財務諸表等

(3) その他

(株式会社ナブコ)

連結財務諸表

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度(平成16年3月31日)

※3 担保提供資産

(有価証券関係)

II 当連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(訂正前)

当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
※2 担保資産及び担保付債務	
担保に提供している資産の額(簿価)	
建物及び構築物	695百万円
土地	<u>974</u>
投資有価証券	537
合計	<u>2,207</u>
上記に対応する債務の額	
一年内返済予定の長期借入金	<u>74</u>
長期借入金	<u>128</u>
契約履行保証	245
合計	<u>448</u>
上記債務の一部は外貨建てで1,730千米ドル及び5,033千香港ドルであります。	

(訂正後)

当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
※2 担保資産及び担保付債務	
担保に提供している資産の額(簿価)	
建物及び構築物	695百万円
土地	<u>1,204</u>
投資有価証券	537
合計	<u>2,437</u>
上記に対応する債務の額	
一年内返済予定の長期借入金	<u>123</u>
長期借入金	<u>279</u>
契約履行保証	245
合計	<u>648</u>
上記債務の一部は外貨建てで1,730千米ドル及び5,033千香港ドルであります。	

(連結損益計算書関係)

(訂正前)

当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
※1 販売費及び一般管理費の内訳	
主要な費目及び金額	
給料賃金	5,813百万円
賞与	953
退職給付費用	992
役員退職慰労引当金繰入額	219
研究開発費	2,829
旅費交通費	992

(訂正後)

当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
※1 販売費及び一般管理費の内訳	
主要な費目及び金額	
給料賃金	5,135百万円
賞与	1,632
退職給付費用	992
役員退職慰労引当金繰入額	219
研究開発費	2,829
旅費交通費	992

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成16年3月31日)

(訂正前)

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類		取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,938	7,126	4,188
	(2) 債券			
	社債	17	18	1
	<u>その他</u>	6	7	0
	小計	2,962	7,152	4,189
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	42	33	△8
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	<u>その他</u>	85	78	△7
	小計	127	111	△15
合計		3,089	7,264	4,174

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い投資有価証券評価損61百万円を計上しています。

(訂正後)

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類		取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,938	7,126	4,188
	(2) 債券			
	社債	17	18	1
	<u>その他</u>	—	—	—
	(3) その他	6	7	0
	小計	2,962	7,152	4,189
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	42	33	△8
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	<u>その他</u>	85	78	△7
	(3) その他	—	—	—
	小計	127	111	△15
合計		3,089	7,264	4,174

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い投資有価証券評価損61百万円を計上しています。

2 【財務諸表等】

(3) 【その他】

(株式会社ナブコ)

連結財務諸表

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
※3 担保提供資産		※3 担保提供資産	
有形固定資産	365百万円	有形固定資産	<u>116</u> 百万円
投資有価証券	116	投資有価証券	537
計	481	計	<u>654</u>
(上記に対応する債務)		(上記に対応する債務)	
短期借入金	32百万円	短期借入金	<u>5</u> 百万円
長期借入金	69	契約履行保証	245
契約履行保証	278	上記債務の一部は外貨建で1,730千米ドル及び	5,033千香港ドルであります。
上記債務の一部は外貨建で1,785千米ドル及び			
5,033千香港ドルであります。			

(訂正後)

前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
※3 担保提供資産		※3 担保提供資産	
有形固定資産	365百万円	有形固定資産	<u>347</u> 百万円
投資有価証券	116	投資有価証券	537
計	481	計	<u>884</u>
(上記に対応する債務)		(上記に対応する債務)	
短期借入金	32百万円	短期借入金	<u>54</u> 百万円
長期借入金	69	長期借入金	<u>151</u>
契約履行保証	278	契約履行保証	245
上記債務の一部は外貨建で1,785千米ドル及び		上記債務の一部は外貨建で1,730千米ドル及び	5,033千香港ドルであります。
5,033千香港ドルであります。			

(有価証券関係)

II 当連結会計年度

(訂正前)

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2,314	5,828	3,513
(2) 債券 社債	17	18	1
(3) その他	6	7	0
合計	2,338	5,854	3,515

(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	42	33	△8
(2) 債券 社債	—	—	—
(3) その他	85	78	△7
合計	127	111	△15

(注) 減損処理にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては回復する見込がない場合、30~50%程度下落したものについては当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた場合をそれぞれ減損の対象としています。

(訂正後)

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2,314	5,828	3,513
(2) 債券 社債	17	18	1
その他	—	—	—
(3) その他	6	7	0
合計	2,338	5,854	3,515

(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	42	33	△8
(2) 債券 社債	—	—	—
その他	85	78	△7
(3) その他	—	—	—
合計	127	111	△15

(注) 減損処理にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては回復する見込がない場合、30~50%程度下落したものについては当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた場合をそれぞれ減損の対象としています。

以上